

週休 2 日の積算方法について（営繕工事を除く）

○労務費

- ・ 労務単価（夜間、時間外等の補正後）【円未満切捨】
＝ 労務単価 × 夜間及び時間外等による補正係数
- ・ 労務単価（週休 2 日の補正後）【円未満切捨】
＝ 労務単価（夜間、時間外等の補正後） × 週休 2 日補正係数

○機械経費（賃料）

- ・ 機械賃料（週休 2 日の補正後）【円未満切捨】
＝ 機械賃料※ × 週休 2 日補正係数

※機械賃料は、「岡山県公共工事建設資材等単価決定要領及び同運用」に基づき決定した単価

○共通仮設費率

- ・ 共通仮設費率（補正前）【小数第 3 位四捨五入 2 位止め】
$$K_r = A \cdot P^b$$

 K_r ：共通仮設費率（%）
 P ：共通仮設費対象額 A 、 b ：工種毎に決まる係数
- ・ 共通仮設費率（施工地域補正後）【小数第 3 位四捨五入 2 位止め】
＝ 共通仮設費率（補正前） × 施工地域補正係数
- ・ 共通仮設費率（週休 2 日の補正後）【小数第 3 位四捨五入 2 位止め】
＝ 共通仮設費率（施工地域補正後） × 週休 2 日補正係数

○現場管理費率

- ・ 現場管理費率（補正前）【小数第 3 位四捨五入 2 位止め】
$$J_o = A \cdot N p^b$$

 J_o ：現場管理費率（%）
 $N p$ ：対象純工事費 A 、 b ：工種毎に決まる係数
- ・ 現場管理費率（施工地域等補正後）【小数第 3 位四捨五入 2 位止め】
＝ 現場管理費率（補正前） × 施工地域補正係数 + 補正值
- ・ 現場管理費率（週休 2 日の補正後）【小数第 3 位四捨五入 2 位止め】
＝ 現場管理費率（施工地域等補正後） × 週休 2 日補正係数

○市場単価・標準単価

- ・ 市場単価・標準単価（週休 2 日の補正後）【円未満切捨】
＝ 市場単価・標準単価（基準額） × 週休 2 日補正係数
- ・ 市場単価・標準単価（施工規模等の補正後）【円未満切捨】
＝ 市場単価・標準単価（週休 2 日の補正後） × 施工規模等の補正係数

※市場単価・標準単価は、週休 2 日の補正【円未満切捨】→施工規模等の補正【円未満切捨】の順に補正する。

○その他

- ・ 積算基準が異なる工種区分を有する工事は、主たる工種における補正係数を適用

(令和7年12月1日以降)

週休2日工事の補正係数について（営繕工事を除く）

○ 労務費・機械経費（賃料）・共通仮設費率・現場管理費率の補正係数

※ 労務費は、「公共工事設計労務単価」を対象とする。

※ 工場製作など製作原価にかかる部分については、対象外とする。

「土木工事標準積算基準」「機械設備積算基準」の場合

	労務費	共通仮設費率	現場管理費率
月単位	1.02	1.01	1.02
完 全	1.02	1.02	1.03

「土地改良工事積算基準（土木工事）及び（施設機械）」の場合

	労務費	共通仮設費率	現場管理費率
月単位	1.02	1.04	1.05
完 全	1.02	1.05	1.06

「農林土木工事」（治山林道必携による計算）の場合

	労務費	機械経費（賃料）	共通仮設費率	現場管理費率
通 期	1.02	1.02	1.02	1.03
月単位	1.04	1.02	1.03	1.05

「水道事業実務必携」の場合

	労務費	共通仮設費率	現場管理費率
月単位	1.02	1.01	1.02
完 全	1.02	1.02	1.03

○ 市場単価の補正係数 「土木工事標準積算基準」「機械設備積算基準」の場合

・「土木工事市場単価」⇒工種ごとに以下の補正係数を適用

名称	区分	月単位	完全
鉄筋工		1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工 (落石防護柵)		1.01	1.01
防護柵設置工 (落石防止網)		1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去 移設	1.01	1.01

名称	区分	月単位	完全
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01
鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02
橋梁用伸縮継手 装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手 装置設置工		1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00
グレーピング工		1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01
コンクリート表面処理工 (ウオータージェット工)		1.01	1.01

※ 簡易吹付法砕工（物価資料掲載以外の市場単価）については、吹付砕工を準用

○ 標準単価の補正係数 「土木工事標準積算基準」「機械設備積算基準」の場合

・「土木工事標準単価」⇒工種ごとに以下の補正係数を適用

名称	区分	月単位	完全
区画線工		1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01
紫外線硬化型 FRP シート 設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02

名称	区分	月単位	完全
バキュームグラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01
ノンコーキング式 コンクリートひび割れ 誘発目地設置工		1.01	1.01
FRP 製格子状パネル 設置工		1.00	1.00
侵食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02
耐圧ポリエチレンパイプ (ハウエル管) 設置工		1.02	1.02
フレア溶接工		1.02	1.02
H 型ボラード設置工		1.01	1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02
	作業車	1.02	1.02

○ **市場単価の補正係数** 「土地改良工事積算基準（土木工事）及び（施設機械）」の場合

・「土木工事市場単価」⇒工種ごとに以下の補正係数を適用

名称	区分	月単位	完全
鉄筋工 (太径鉄筋含む)		1.02	1.02
鉄筋工（ガス溶接）		1.01	1.01
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工 (落石防護柵)		1.01	1.01
防護柵設置工 (落石防止網)		1.01	1.01
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去 移設	1.01	1.01

名称	区分	月単位	完全
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付砕工 (簡易吹付法砕工法も含む)		1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.01
橋梁用伸縮継手 装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手 装置設置工		1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01

※ 簡易吹付法砕工（物価資料掲載以外の市場単価）については、吹付砕工を準用

※ 基準書に記載していない市場単価については、国土交通省ホームページ掲載の補正係数
（「完全」の場合…「現場閉所・完全週休2日（土日）」、「月単位」の場合…「現場閉所・
月単位」）のものを使用する。

○ **標準単価の補正係数** 「土地改良工事積算基準（土木工事）及び（施設機械）」の場合

・「土木工事標準単価」⇒工種ごとに以下の補正係数を適用

名称	区分	月単位	完全
区画線工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01

※ 簡易吹付法砕工（物価資料掲載以外の市場単価）については、吹付砕工を準用

※ 基準書に記載していない市場単価については、国土交通省ホームページ掲載の補正係数
（「完全」の場合…「現場閉所・完全週休2日（土日）」、「月単位」の場合…「現場閉所・
月単位」）のものを使用する。

○ 市場単価の補正係数 「森林土木工事」（治山林道必携）の場合

・「土木工事市場単価」⇒工種ごとに以下の補正係数を適用

名称	区分	通期	月単位
鉄筋工		1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04
防護柵設置工 (落石防護柵)		1.01	1.01
防護柵設置工 (落石防止網)		1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01
	撤去 移設	1.02	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04

名称	区分	通期	月単位
法面工		1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.02	1.03
道路植栽工	植樹	1.02	1.04
	剪定	1.02	1.04
公園植栽工		1.02	1.04
橋梁用伸縮継手 装置設置工		1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手 装置設置工		1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カー舗装工		1.00	1.01
グレーピング工		1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01	1.01

※ 簡易吹付法砕工（物価資料掲載以外の市場単価）については、吹付砕工を準用

○ 標準単価の補正係数 「森林土木工事」（治山林道必携）の場合

・「土木工事標準単価」⇒工種ごとに以下の補正係数を適用

名称	区分	通期	月単位
区画線工		1.02	1.04
高視認性区画線工		1.02	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.03
	人力	1.02	1.04
コンクリートブロック積工		1.02	1.04
排水構造物工		1.02	1.04
鋼製排水溝設置工		1.02	1.04
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.02
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04
防草シート設置工		1.01	1.03

名称	区分	通期	月単位
紫外線硬化型 FRP シート 設置工（ポリエステル樹脂）	固定足場	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.04
バキュームグラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.02	1.04
機械式継手工		1.02	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03
ノンケーシング式 コンクリートひび割れ 誘発目地設置工		1.01	1.01
FRP 製格子状パネル 設置工		1.00	1.00
侵食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.02	1.04
支承金属溶射工		1.02	1.04
耐圧ポリエチレンパイプ (ハウル管) 設置工		1.02	1.03

○ 市場単価の補正係数 「下水道関連」

名称	区分	月単位	完全
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01
砂基礎工	人力施工	1.02	1.02
	機械施工	1.02	1.02
碎石基礎工	人力施工	1.02	1.02
	機械施工	1.02	1.02
組立マンホール設置工		1.01	1.01
小型マンホール設置工		1.00	1.00
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.00
	取付管布設及び支管取付工	1.01	1.01